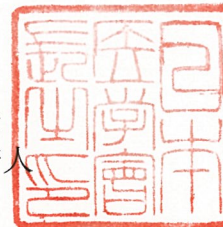


医学会発 106 号
2022 年 3 月 22 日

日本医学会分科会
理事長・会長 殿

日本医学会長
門田 守人



「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の一部改正について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和 4 年 3 月 10 日付にて、厚生労働省医政局長より「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の一部改正について、別添の通り、周知依頼がありましたので、貴会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

関連 URL は以下のとおりです。

○研究に関する指針について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の一部を改正する件」
3 月 10 日の官報（号外第 50 号）において告示されております。

■官報掲載 URL：

<https://kanpou.npb.go.jp/20220310/20220310g00050/20220310g000500003f.html>

なお、詳細は、厚生労働省医政局研究開発振興課（担当：吉岡氏、電話：03-35495-2430）
にお問い合わせ下さいませようお願い申し上げます。

本件の担当
日本医学会事務局 高橋
Tel 03-3946-2121（内 4260）
Fax 03-3942-6517